

【防災委員会 会則】

第1条 目的

第2条 委員会の名称及び委員会組織

第3条 委員会の構成及び任期

第4条 委員会の開催

第5条 活動方針

第6条 会則の改定及び見直し

第7条 準用規定

附則

【防災委員会 会則】

第1条 目的

本委員会は公益社団法人日本技術士会（以下、(公社)日本技術士会という。）が目指す、「行動する技術士」、「技術士の活用促進」、「社会に向けた情報発信」、「社会貢献活動の強化」の四つの方針を基本理念とし、主として、九州管内の防災・減災に関して支援や協力を行い、地域防災力の向上に寄与できることを目的とする。

第2条 委員会の名称及び委員会組織

1. この会則で「委員会」を防災委員会と称する。
2. 委員会は以下の構成とする。
 - ① 委員長 1名
 - ② 副委員長 3名以下
 - ③ 委員 31名を超えないものとする。（ただし、委員長、副委員長を含む）
 - ④ 顧問及び相談役 若干名とする。（ただし、委員には含まない）

第3条 委員会の構成及び任期

本委員会は委員長、副委員長及び委員により構成される。各委員は、防災、減災活動等において、本委員会の代表者（または担当者）として活動する。

会員の業務分担並びに任期は以下のとおりとする。

1. 委員長

委員長は、予め選出された委員の中から本部長が指名することとする。

委員長は、本委員会を統括し、本委員会の目的達成のための中心的役割を担う。

委員長は、(公社)日本技術士会防災支援委員会（以下、防災支援委員会という。）や各地域本部防災委員会から情報収集を行い、委員会に報告する。

委員長の任期は、2年を1期として、3期を限度とする。なお、前任委員長が任期を残し退任した場合は、次回委員長指名まで、副委員長が業務を代行する。

2. 副委員長

副委員長は、委員の中から委員長が推薦し、委員会の議決により決定する。

副委員長は、本委員会の目的達成のために、委員長の職務及びその業務を補佐する。

副委員長の任期は、2年を1期として、3期を限度とする。ただし、再任を妨げない。

3. 委員

委員は、委員長が九州本部会員（以下、会員という。）の中から推薦し、本部長及び合同役員会の承認を得て決定する。

委員は、本委員会の目的達成のために第5条活動方針に基づいた活動を行う。

委員の任期は、2年を1期として、3期を限度とする。ただし、再任を妨げない。

4. 顧問

顧問は、委員の推薦により選任され、委員会の議決により委員長が委任する。

顧問は、委員会に出席し、活動内容について助言等を行う。顧問の任期は、委員の任期と同様とする。

ただし、再任を妨げない。また任期中、本人の申出により退任を願う場合は、本人の意思を尊重し、委員会の議決により委員長が解任する。

5. 相談役

相談役は、防災委員会の担当副本部長とする。相談役の任期は、副本部長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。相談役は、九州本部長の補佐として委員会活動に助言を与える。

第4条 委員会の開催

1. 委員会は、原則として年に4回開催とする。委員会の開催場所は九州本部会議室を基本とし、人数が多い場合など、必要に応じて開催場所を検討する。
2. 委員会の開催日は、年度ごとの活動計画に準拠するが、詳細な日程は事前の防災委員会で決定する。
3. 委員会会議の運営
 - (1) 委員長は、会議に先立ち、議題・報告事項等の議事次第を委員にメールにて伝達するものとする。
 - (2) 議題は、委員会会議で審議・決定する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、メールにより委員の意見を集約し、委員の承認を得て、決定することができる。
 - (3) 本委員会が担当する講演会等の講師選定を行う。外部の方からの講師推薦があった場合も同様とする。講師推薦者は、速やかに講師への依頼を行い、その結果を委員長に報告する。
 - (4) 委員会会議の議事録は、委員の中から持ち回りで書記を決定する。決定した書記が、責任をもって議事録を作成し、全委員へ回覧承認を受ける。委員長は本部長、事務局長へ議事録を提出し、ホームページへアップする。
4. 各県支部委員と意見交換するため、各県支部と防災委員会との合同の拡大委員会を年1回以上開催する。各県支部から参加する委員の交通費は各県支部の負担とする。

第5条 活動方針

第1条の目的を実現するため、本委員会は活動方針と活動内容を定める。

1. 活動方針
 - ① 自治体や地域住民に対して、平常時や発災時の支援活動を行う。
 - ② 平常時や発災時の支援活動を行うために、各委員が研鑽を行う。
 - ③ 防災支援委員会、各地域本部、各県支部及び被災者支援制度研究会等と連携して支援活動を行う。
2. 活動内容
 - ① 平常時・発災時の支援活動を行うために、会員に対して支援活動を目的とした意向確認のためのアンケート調査を毎年実施する。
 - ② 平常時の支援活動を行うために、自治体向けにヒアリング及びアンケート調査を必要に応じて実施し、必要な支援策を確認する。
 - ③ 会員の防災技術力向上のためのセミナーを開催する。
 - ④ 防災支援委員会、各地域本部及び各県支部と支援活動の情報共有を図り、支援内容を勉強する。
 - ⑤ 自治体、地域住民に対して、防災・減災を学ぶ機会や助言等支援に向けた取り組みについての提案を行う。
 - ⑥ 被災者支援制度研究会に参加し、被災者の支援活動策の研究と人脈形成を図る。

第6条 会則の改定及び見直し

本会則は、委員会での議決により成立する。会則の改定及び見直しは、委員の発議により行い、委員の3分の2以上の賛同をもって改定・見直しできるものとする。

第7条 準用規定

この会則に定めのない事項については、(公社)日本技術士会の例規の定めに基づいてこれを行うものとする。

附則

この会則は、令和2年8月1日から施行する。